

○古河市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

平成24年 5月24日 決裁

平成25年 4月30日 決裁

平成26年 5月15日 決裁

平成30年 4月25日 決裁

令和元年 7月25日 決裁

令和4年 2月21日 決裁

令和5年 2月24日 決裁

改正 令和8年 3月16日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における最低制限価格の決定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、競争入札で行う建設工事とする。ただし、市長が特に認めるときは、当該対象工事以外の工事についても最低制限価格を設定するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の決定を行う場合に算出の基礎となる額をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数 くじ引きにより無作為（ランダム）に抽出される「0.9950」から「1.0049」までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格 最低制限基本価格の110分の100に相当する額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額をいう。ただし、最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内とし、当該算出した価格が予定価格

の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(最低制限基本価格の決定)

第4条 契約権者は、最低制限基本価格の決定に当たっては、次の各号に掲げる建設工事の種別ごとに当該各号に定める算定方法に基づき、最低制限基本価格決定の基礎となる額を算定する。

(1) 次号から第4号までに掲げる建設工事以外の工事 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1万円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額を算定する。ただし、当該算定して得た額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2の額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5の額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建設工事のうち、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事 前号ア中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の9を乗じて得た額)」と、同号ウ中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額)」と読み替えて同号の規定により算定する。

(3) 前号に掲げるもののほか、その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象にした建設工事 第1号ア中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の8を乗じて得た額)」と、同号ウ中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額)」と読み替えて同号の規定により算定する。

(4) 特別な建設工事又は指名競争入札で行う建設工事 前3号の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の額とする。

2 契約権者は、前項の規定に基づき算定して得た額を参考にして、当該額

の100分の99から100分の101までの範囲内かつ予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において最低制限基本価格を決定する。

(最低制限価格書の取扱い)

第5条 契約権者は、前条の規定に基づき決定した最低制限基本価格を記載した最低制限価格書(別記様式)を封入し、開札の際にこれを開札場所におこななければならない。

(無作為(ランダム)係数等の決定及び記録)

第6条 入札執行者は、開札場所において開札前に入札立会人にくじを引かせ、ランダム係数表(別表。以下「係数表」という。)に基づき無作為(ランダム)係数を決定するものとする。

2 前項のくじ引きは、係数表の縦軸(アルファベット)決定及び横軸(算用数字)決定の2回行うものとする。

3 入札執行者は、前2項に基づき決定した無作為(ランダム)係数及び当該係数と最低制限基本価格から算出した最低制限価格について、前条に規定する最低制限価格書に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めるものとする。

(無作為(ランダム)係数の公表)

第7条 前条の規定に基づき決定した無作為(ランダム)係数は、入札執行後契約主管課において入札参加者のうち希望者に口頭により公表できるものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月25日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則(平成25年4月30日)

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年5月15日)

この要領は、平成26年5月15日から施行する。

附 則(平成30年4月25日)

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 25 日）

- 1 この要領は、令和元年 7 月 25 日から施行する。
- 2 消費税及び地方消費税の税率を 8 % として当初契約する建設工事については、各条文中の「110分の100」を「108分の100」、「100分の110」を「100分の108」に読み替えるものとする。

附 則（令和 4 年 2 月 21 日）

この要領は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 24 日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 16 日）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条第1項・第2項関係）

ランダム係数表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	0.9950	0.9951	0.9952	0.9953	0.9954	0.9955	0.9956	0.9957	0.9958	0.9959
B	0.9960	0.9961	0.9962	0.9963	0.9964	0.9965	0.9966	0.9967	0.9968	0.9969
C	0.9970	0.9971	0.9972	0.9973	0.9974	0.9975	0.9976	0.9977	0.9978	0.9979
D	0.9980	0.9981	0.9982	0.9983	0.9984	0.9985	0.9986	0.9987	0.9988	0.9989
E	0.9990	0.9991	0.9992	0.9993	0.9994	0.9995	0.9996	0.9997	0.9998	0.9999
F	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
G	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
H	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
I	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
J	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049

別記様式（第5条関係）

契約番号	
最 低 制 限 価 格 書	
一般(指名)競争入札	
年 月 日 執行	
工事番号及び工事名 <hr/> 最低制限基本価格 _____ 円	
入札書比較価格 (最低制限基本価格の 110 分の 100) _____ 円	
最低制限基本価格作成者職氏名 ㊟	
無作為(ランダム)係数 (くじ番号： -) .	
最低制限価格 _____ 円	
入札書比較価格 (最低制限価格の 110 分の 100) _____ 円	
入札立会人署名	

注 1) 無作為(ランダム)係数は、開札直前にくじで決定する。

注 2) 最低制限基本価格の入札書比較価格に無作為(ランダム)係数を乗じて、最低制限価格等を決定する。